

# ～ごみを排出する 事業者の皆様へ～

一般家庭と事業所では、  
ごみの分別方法が異なります。

家庭で可燃ごみとして出されている



プラスチック類・弁当がら・ゴム類 を  
事業所が排出する場合は、  
産業廃棄物となります。

事業系ごみの処理費用は有料です。

- 事業者の皆様から排出されるごみ処理につきましては、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業の許可業者に依頼していただくことが原則です。
- 産業廃棄物と一般廃棄物は別々の車両で収集しますので、きちんと分別していただくようお願いします。
- 産業廃棄物や焼却に適さないごみが清掃工場に搬入されないよう、ごみの分別及び適正処理にご協力お願いいたします。

※ このチラシは、ごみを排出する事業者の皆様へ、事業系ごみの適正な分別や注意点をお知らせするために、大田区が作成したものです。



大田区  
大田区環境清掃部清掃事業課許可指導係  
電話 03-5744-1629



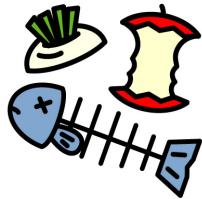
# 事業系ごみの分別について（例）

- 契約している廃棄物処理業許可業者によって分別方法及びリサイクル品目が異なる場合があります。
- 長尺物、有害物、揮発性のあるもの、火災の危険のあるもの、冷凍された状態のもの等、清掃工場の受入基準に適さないものは、清掃工場には搬入できません。

## 一般廃棄物



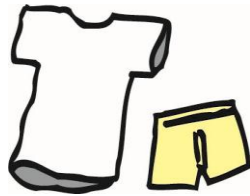
紙くず



生ごみ



木くず



繊維くず

※ 上記のものでも、特定の事業活動に伴い発生する廃棄物は、産業廃棄物となります。  
(建設業から排出される木くず等)

清掃工場などの一般廃棄物  
処理施設へ搬入

## 産業廃棄物



プラスチック



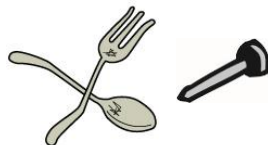
弁当がら



ガラス・陶磁器



ゴム類



金属類

※ 産業廃棄物は清掃工場には搬入できません。他の廃棄物とはきちんと分別してください。

産業廃棄物処理施設へ搬入

## リサイクル



段ボール



新聞紙



雑誌・コピー用紙



びん



かん



ペットボトル

※ 回収業者と相談のうえ、できる限りリサイクルルートに回すようにしてください。

中間処理施設等に搬入  
⇒リサイクル・再商品化